

# 安全で安心なまちづくり条例制定

第4回町議会定例会は、12月7日から10日までの会期4日間で開かれ、第5次明和町総合計画基本構想の策定や安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の制定など24案件（町長提出19案・議員提出5案）について審議が行われた結果、議員提出1案を除き原案どおり可決承認されました。その主な内容をお知らせします。



町議会定例会で提案する斎藤町長

## 町長提出議案

### 工事請負契約の変更

公共下水道事業明和1号幹線管渠築造工事請負契約の変更で、当初は電力を推進工において発動発電機で設計しましたが、商用電力に変更可能になったため93万4、500円を減額し、6、679万500円にしました。

明和町新庁舎建設工事（外構）の請負契約の変更で、11月1日付で荒井建設株式会社代表取締役荒井健から株式会社アラケン代表取締役石倉利昭に営業譲渡したため契約の相手方を変更しました。

公共下水道事業明和4号幹線管渠築造工事請負契約の変更で、土質データに相違が生じ、工事初期よりトラブルが発生しており代わりの推進機械が時期的に手配困難となり延長区間を短縮したため1、808万1千円を減額し、6、119万4千円に変更しました。また、11月1日付けで荒井建設株式会社代表取締役荒井健から株式会社アラケン代表取締役石倉利昭に営業譲渡したため契約の相手方を変更しました。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更

市町村合併が行われる場合、当然に解散することとなる一部事務組合の財産処分の方法等について組合規約を変更しました。

東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更

太田市、尾島町、新田町および敷塚本町を廃止し、その区域をもつて太田市を設置することに伴い、同組合の構成市町の数が減少するため組合規約を変更しました。

館林邑楽交通災害共済組合規約の変更

組合の解散に伴う事務の承継について、組織市町が議会の議決を経てする協議をもつて定めるため規約を変更しました。

館林邑楽交通災害共済組合の解散に関する協議

近年、交通災害共済事業の会員数が減少し、基金残高も年々減少し続け基金からの補てんが限度となっており同組合は平成17年3月31日で解散することを協議しました。

館林邑楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議

同組合の解散に伴い財産を処分するもので、交通災害共済基金は